

三重県スキー連盟表彰規程

平成 9 年 1 1 月 1 6 日

規程制定

平成 1 0 年 6 月 1 0 日

施 行

(目 的)

第 1 条 本連盟の隆盛に功績のあった個人または団体に対し、表彰の意を表すために、次の区分により表彰を行う。

- (1) 顕 彰 会員外に対し、本連盟の儀礼上必要があった場合に行う。
- (2) 表 彰 会員に対して行う。
- (3) 感 謝 会員、および会員外に対して行う。

(決 定)

第 2 条 顕彰は、会長の推挙により、理事会で決議し評議員会に報告する。

- 2 表彰は、本連盟の役員または競技役員で、長年にわたり功績のあった者、若しくは会員で特に顕著な功績のあった者に対し、加盟団体長の推挙により、評議員会で決議する。
- 3 感謝は、本連盟の業務運営、スキースポーツの発展に功績のあった会員若しくは会員外に対し、加盟団体長の推挙により、理事会で決議する。

(表彰方法)

第 3 条 顕彰は会長名をもって行い、顕彰状並びに記念品を贈呈し、名誉会員に推薦する。

- 2 表彰は会長名をもって行い、表彰状並びに記念品を贈呈する。
- 3 感謝は会長名をもって行い、感謝状を贈呈する。

補 則 1 第 2 条 2 項の功績は次のものに準ずる。

- (1) 競技役員、指導員として、20 年以上にわたり功績のあった会員
- (2) 県代表選手として、国体、全日本大会に 10 年以上にわたり出場した会員
- (3) 県代表選手として、国体、全日本大会に入賞した会員